

東京都難病・がん患者 就業支援奨励金のご案内

東京都は
難病やがん患者の
治療と仕事の両立に向け
積極的に取り組む企業を
支援します！

最大90万円を支給します

申請期間は裏面をご確認ください！

奨励金の 概要

1 採用奨励金

難病やがん患者を、治療と仕事の両立に配慮して、新たに雇入れ、就業継続に必要な支援を行う事業主に奨励金を支給します。

主な要件 ※この他にも要件があります

- ・難病・がん患者を週所定労働時間 **10時間以上**の労働者（就労継続支援A型事業所利用者として雇用される者は除く。）として新たに雇入れたこと。
- ・雇入れ時に、労働者と話し合いを行い、治療と仕事の両立に向けて、就業時に必要な配慮事項を定めた支援計画書を策定のうえ、その計画に基づき合理的な範囲内で必要な配慮を行い、6か月以上雇用を継続したこと。
- ・雇入れた労働者が東京都内の事業所に勤務していること。

支給金額 ・雇入れ時の週所定労働時間 20時間以上 **：60万円／人**
・雇入れ時の週所定労働時間 10時間以上 20時間未満 **：40万円／人**

2 雇用継続 助成金

難病やがんの発症等により休職した労働者を、治療と仕事の両立に配慮して復職させ、就業継続に必要な支援を行う **中小企業事業主**に助成金を支給します。

主な要件 ※この他にも要件があります

- ・週所定労働時間が**20時間以上**で継続的に雇用されている労働者（就労継続支援A型事業所利用者として雇用されるものは除く。）が、発症等により**連続して2週間以上**休職した後、週所定労働時間**10時間以上**で復職したこと。
- ・復職時に、労働者と話し合いを行い、治療と仕事の両立に向けて、就業時に必要な配慮事項を定めた支援計画書を策定のうえ、その計画に基づき合理的な範囲内で必要な配慮を行い、6か月以上雇用を継続したこと。
- ・復職した労働者が東京都内の事業所に勤務していること。

支給金額 ・復職時の週所定労働時間 20時間以上 **：60万円／人**
・復職時の週所定労働時間 10時間以上 20時間未満 **：40万円／人**

3 制度導入加算

上記の「採用奨励金」又は「雇用継続助成金」の申請に併せて、対象となる労働者の雇入れ時又は復職時に、治療と仕事の両立に配慮した勤務・休暇制度などを新たに導入する場合、助成金を加算します。

※この他にも要件があります

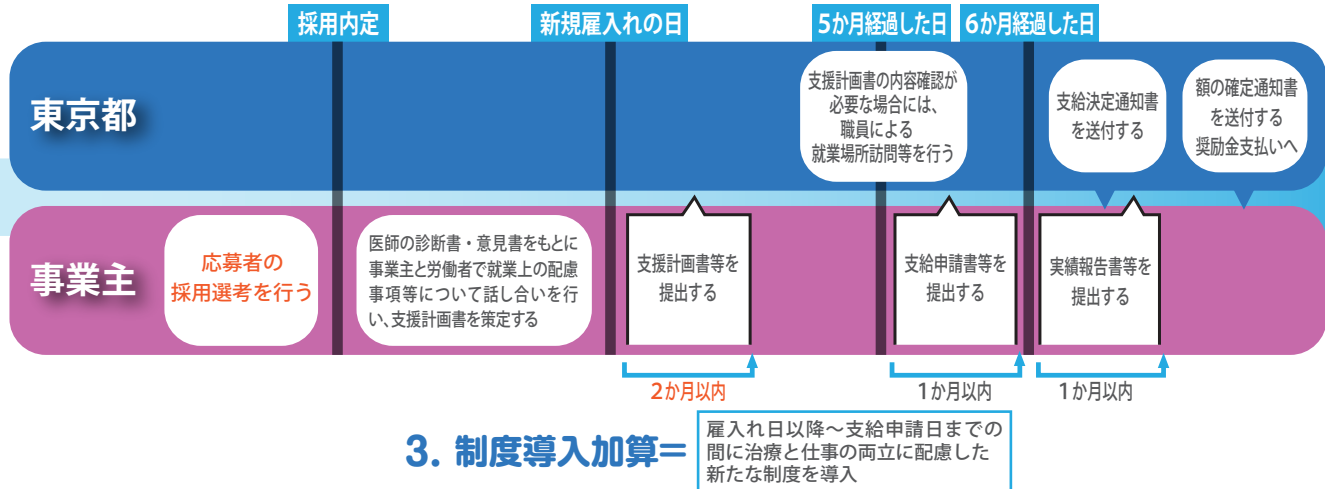
支給金額 ・上記「採用奨励金」又は「雇用継続助成金」に加算して、
1制度導入で**10万円、最大30万円**

詳細は、東京都産業労働局雇用就業部ホームページ「TOKYOはたらくネット」をご覧ください。
<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/>

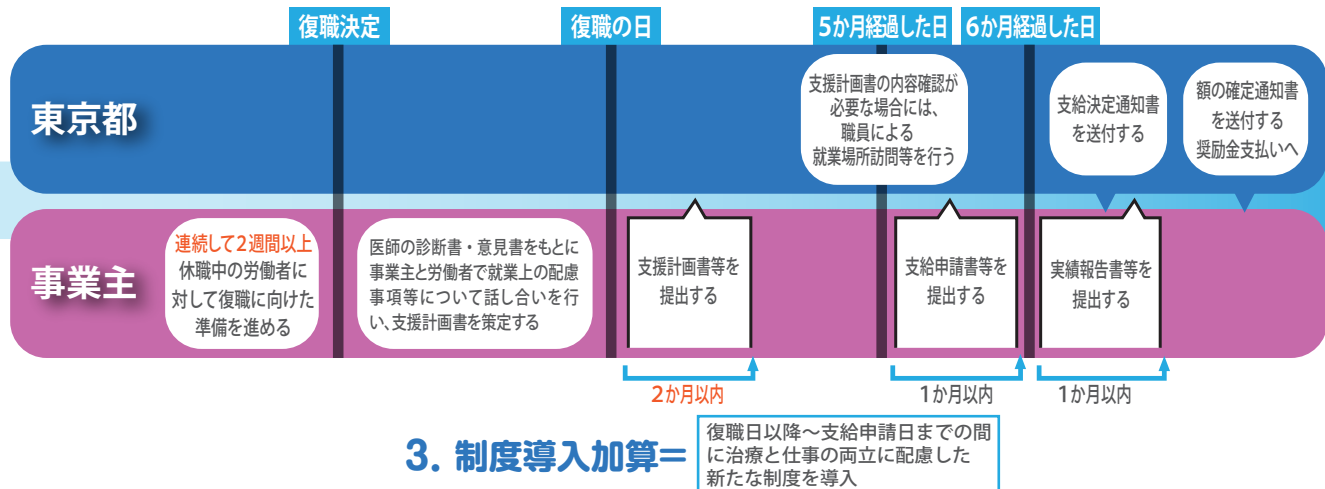
申請の流れ

各申請期間をご確認ください!

1. 採用奨励金の場合



2. 雇用継続助成金の場合



申請方法

下記申請受付先まで、郵送または持参にて申請書類をご提出ください。郵送の場合は、記録が残る簡易書留等の方法により送付してください。持参の場合は、事前に電話予約の上お越しください。支給対象となる難病・がん疾患、対象事業主・労働者の要件や申請に必要な書類等の詳細や、申請様式等は以下のホームページをご覧ください（申請様式等ダウンロード可）。

東京都産業労働局雇用就業部ホームページ「TOKYOはたらくネット」
<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/>

申請受付・問合せ

平日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く）
東京都産業労働局 雇用就業部 就業推進課 障害者雇用促進担当
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎21階北側
tel：03-5321-1111（代）37-771～774（内）

